



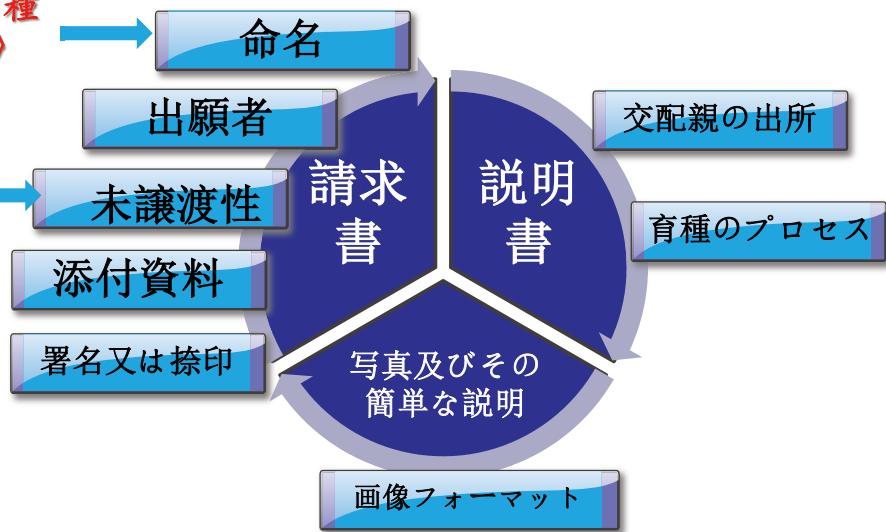
品種登録出願について

《農業植物品種
命名規定》

出願日から1年
たった日より
前に、中国
内で出願
品種の種
苗を譲
渡してい
ないこ
と。

外国での譲渡は、中国での出願日から4年（林木、観賞樹、果樹などの木本性植物は6年）たった日より前に譲渡していないこと。

猶予期間：保護植物対象リストを発表した日より1年間以内に、最初保護対象となる植物につき品種登録出願をした場合は、出願日よりたった4年以内に育成者の許可を得て中国内で当該品種の種苗を譲渡しても、未譲渡性を認めることができる。



品種登録審査について

